

MJS セキュアストレージサービス規約対比表

変更前（2020年3月31日改定）	変更後（2023年6月1日改定）
<p>第3条（本規約等の変更）</p> <p>2. 本規約等の変更を行う場合、当社は、契約者に対して、60日間の事前の予告期間を設けて、本規約等を変更する旨及び変更後の本規約等の内容とその効力発生日を、第27条に定める方法により通知するものとします。この場合、契約者は、予告期間内に限り、第12条の定めに従い、本サービス利用契約を解約できるものとし、<u>効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更内容に同意したものとみなされます。</u></p>	<p>第3条（本規約等の変更）</p> <p>2. 本規約等の変更を行う場合、当社は、契約者に対して、60日間の事前の予告期間を設けて、本規約等を変更する旨及び変更後の本規約等の内容とその効力発生日を、第27条に定める方法により通知するものとします。この場合、契約者は、予告期間内に限り、第12条の定めに従い、本サービス利用契約を解約できるものとし、<u>効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合、契約者は変更内容に同意したものとみなされます。</u></p>
<p>第18条（禁止事項）</p> <p>2. 契約者が<u>前項</u>の禁止事項を行ったことにより当社、その他の契約者または第三者が損害、損失、費用等（第三者からの請求に基づくものを含む。）を被った場合は、禁止事項を行った契約者は、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>第18条（禁止事項）</p> <p>2. 契約者が<u>第1項</u>の禁止事項を行ったことにより当社、その他の契約者または第三者が損害、損失、費用等（第三者からの請求に基づくものを含む。）を被った場合は、禁止事項を行った契約者は、その損害を賠償するものとします。</p>
<p>第21条(本サービスの利用に係る責任)</p> <p>4. <u>当社は、本サービス利用契約の終了後、直ちに契約者が本サービスを通じて本サービス用サーバーに登録した一切の電子データを消去・削除することができるものとし、契約者は予めこれに同意するものとします。当社が電子データを消去したことにより契約者または第三者に発生する損害について、当社は何ら責任を負わないものとし</u></p>	<p>第21条(本サービスの利用に係る責任)</p> <p>4. <u>契約者は本サービス利用契約の終了日までに、契約者自らが本サービスを通じて本サービス用サーバーに登録した一切の電子データを消去・削除するものとし、当社は当該データを消去・削除する義務を負わないものとします。但し、契約者が本サービス利用契約の終了日までに当該データを消去・削除しなかった場合、当社は、当社の</u></p>

<p>ます。</p> <p>5. (新設)</p>	<p><u>任意の判断に基づき契約者に通知することなく当該データを削除することができるものとします。</u></p> <p><u>5. 契約者が本サービス利用契約の終了日までに前項に定める電子データの消去・削除を行わなかった場合、契約者は、当該データの管理不十分、紛失、盗難、漏洩、破壊、第三者の使用等によって生じた損害、損失又は費用に関する責任を負うものとし、当社は一切の責任を負いません。</u></p>
<p>第 24 条(損害賠償責任)</p> <p>1. <u>契約者が当社または提携事業者の責めに帰すべき理由により、契約者が本サービスを全く利用できないことを契約者が知った時点から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合、かかる利用不可能な時間に相当するサービス料金額を発生した損害額とみなし、その額を限度に損害額を賠償します(但し、当社が定めた利用料金の 1 か月分を限度額とします)。</u>なお、当社の故意または重過失によって正常に本サービスの提供ができなかった場合、当該限度額は適用されないものとします。<u>但し、その場合でも、当社は、第 4 項に定める金額の範囲内の損害賠償以外、一切の責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第 24 条(損害賠償責任)</p> <p>1.当社または提携事業者の責めに帰すべき理由により、契約者が本サービスを全く利用できないことを契約者が知った時点から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合、かかる利用不可能な時間に相当するサービス料金額を発生した損害額とみなし、その額を限度に損害額を賠償します(但し、当社が定めた利用料金の 1 か月分を限度額とします)。</p> <p>なお、当社の故意または重過失によって正常に本サービスの提供ができなかった場合、当該限度額は適用されないものとします。</p>

以上